

心配な時は消費生活相談窓口へご相談ください

家庭用医療機器の訪問販売

体調が悪化することも… 持病がある人は使用前に医師に相談を

相談事例

業者が突然訪問して、「〇〇から来ました。医療機器を置いていきますから、試してみて良かったら買って下さい。◇◇さんも△△さんも置いて下さいましたよ。」と言って医療機器を置いて帰った。骨粗しょう症で腰も曲がっていたので、少しでも良くなればと思い使用した。5回程使用すると痛みが出てきて歩くのも困難になった。使用をやめ病院を受診したところ骨折しており約2ヶ月半の入院を強いられた。

トラブルを防ぐために

- 「お試し」のつもりで署名したら、購入したことになるという事例もあります。安易に署名せず書面をしっかりと読み、周囲の人に相談しましょう。
- 商品を販売するという目的を隠して、健康相談や器具の試用をさせる業者もいるので注意が必要です。
- 電話や訪問を受けた時点で、商品の販売を目的としないかを確認し、必要なればきっぱり断りましょう。
- 使用が禁止されている疾病等があるので、特に持病をお持ちの方は購入時や使用前に医師に確認しましょう。
- 使用する前に取扱説明書をよく読みましょう。使用中に異常や危険を感じた時には直ちに停止し、医療機関に相談しましょう。
- 困ったときは、お早めに消費生活相談窓口にご相談ください。

■お問い合わせ先：肝付町消費生活相談窓口 ☎ 0994(67)2116 (産業創出課内)

国勢調査 調査員の募集



政府統計



【国勢調査とは】

10月1日を基準として、日本国内に住むすべての人と世帯を対象に5年に一度行われる、国が実施する統計調査です。

調査の結果は、国や地方公共団体の社会福祉、雇用、災害対策など様々な行政施策の基礎データとして利用されます。

【調査の基本的な流れ】

- ①役場で統計調査員として登録
- ②調査員事務打合せ会（説明会）への出席
- ③調査区の地図・名簿の作成
- ④調査票の配布と記入の依頼
- ⑤調査票の回収・検査
- ⑥調査票を役場へ提出
- ⑦関係書類の返却・報酬の受け取り

【募集期間】 3月～6月（定員130名程度）

【調査員の募集要件】

- ・責任をもって、統計調査を遂行できる方
- ・調査による秘密の保持に関し、信頼の置ける方
- ・税務、警察及び選挙に直接関係のない方
- ・暴力団員または暴力団員との密接関係者でない方
- ・登録時の年齢が満20歳以上の方

【調査期間】 令和2年9月～令和2年11月頃（変動有）

お問い合わせ先 企画調整課 ☎ 0994(65)8422